

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年5月27日（月）

午前9時59分～午前10時35分

開催場所：会議室302

1 定額減税補足給付金調整給付事業について

2 物価高騰重点支援給付金について

定額減税補足給付金調整給付事業及び物価高騰重点支援給付金について、所管する健康福祉課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

1 定額減税補足給付金調整給付について

令和5年の国の経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じて各種給付金及び定額減税が実施される。定額減税とは、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円を減税するものである。

個人住民税所得割については、税務課が6月までに算定し、令和6年分所得税については、現在入手可能な令和5年分の所得情報を令和6年分所得と推計し、定額減税及び調整給付を実施する。調整給付は、定額減税可能額が定額減税前税額を上回ると見込まれる方に対し、上回ると見込まれる合計額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

個人単位での給付となり、納税者及び同一生計配偶者を含めた扶養親族を加算した人数を減税対象人数とし、所得税分は3万円、個人住民税所得割分は1万円に減税対象人数を乗じて、所得税分と個人住民税所得割分の定額減税可能額を算出する。

支給方法は、町から送付される確認書の内容を確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類及び振込口座の写しを添付して町に送付。提出期限は令和6年10月31日。提出された確認書を確認後、順次口座振り込みを実施する。

2 物価高騰重点支援給付金について

令和5年度に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯を除く、新たに令和6年度に低所得になった世帯に対して「物価高騰重点支援給付金」として支給する。

支給対象は、基準日の令和6年6月3日に住民基本台帳に登録されている者で、令和6年度に新たに「住民税均等割が非課税」となった世帯または「住民税所得割が非課税」となった世帯の世帯主である。支給額は、一世帯当たり10万円、平成18年4月2日生まれ以降の扶養児童がいる場合には、扶養児童1人あたり5万円を加算する。

町から送付される確認書の内容を確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類及び振込口座の写しを添付して町へ送付。提出された確認書を確認後、順次口座振込を行う。

確認書類及び申請書の提出期限は、令和6年10月31日である。

【主な質疑応答】

Q 年金受給者への対応と、給付の時期は。

A 年金受給者も所得税、住民税所得割を計算して、定額減税対象になる方については、申請書を送り、振込口座に支給をする。確認書を送るのが7月上旬の予定であり、支給は7月中旬を想定している。

Q 所得には、給与所得や事業所得、不動産所得、譲渡所得など様々ある。一人の方が3種類又は、4種類など払っている場合の取扱いは。

A 例えば給与所得と、別の所得のある方については、給与所得を優先して、定額減税を実施する。基本的に納期の早いもの順になるよう考えている。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年6月17日（月）

午前11時04分～午後0時02分

開催場所：会議室302

1 塵芥収集車購入について

塵芥収集車購入について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

現在、本町のゴミ収集業務は、3トンから5.5トンまでの塵芥収集車6台及びダンプ2台で実施している。このうち、平成18年に購入した塵芥収集車が、18年を経過しているため更新する。

新たに購入する車両は、排気量5,000cc以上のディーゼルエンジン車とし、バックカメラ、ドライブレコーダー、衝突被害軽減ブレーキ装置などを装備する。

荷箱容量8.7立方メートル程度で、更新対象車と同等の仕様になる。塵芥収集車は現在納車まで1年半を要する状況となっていることから、納期を令和8年3月31日までとして、郵便応募型条件付き一般競争入札の公告を去る6月4日に行い、6月26日に入札予定である。

【主な質疑応答】

Q 今までのパッカー車より長く、積載量も多い。大きなパッカー車を必要とする考え方は。

A このたび、荷箱容量の大きい車を更新するということで、同等の大きな荷物を積める車の仕様とした。大きなタンクなど、パッカー車で巻き込む際、荷箱の大きなものしか入っていかない現状がある。無理に小さい車に押し込むと、車の耐久性が悪くなってしまうので、大きいタイプの箱の車が必要という判断をした。

2 気候変動適応法について

気候変動適応法への対応について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

国内では近年、年間の平均気温が上昇しており、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いており、平均すると1,000人を超えている状況である。令和5年度の熱中症警戒アラートは、全国で1,200回以上、兵庫県内でも31回発令されている。国民には浸透していないということなどから、法的な裏付けのある、より積極的な熱

中症対策を進める必要があるとして、気候変動適応法が改正された。熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置づけるとともに、一段階上の熱中症特別警戒情報が新たに設けられ、市町村長が指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定することができるなどとされた。

このたび播磨町でも19の公共施設を指定した。開放日は施設の開館日、開放時間は職員等が勤務している時間帯を基本とする。

各施設とも開館に合わせた運用を基本として、特別警戒アラートが発令されていなくても、厳しい暑さを一時的にしのぐことを目的として、誰でも利用できる。

熱中症予防啓発と併せて、広報誌などを通じて広く周知をしていく。クーリングシェルターであることが分かるように、のぼりやポスターなどを掲出する方向で準備をしている。

【主な質疑応答】

Q 町立図書館もクーリングシェルターになっており、1階ロビーとしている。2階の学習室は考えていないのか。

A それぞれの施設のどの辺りを開放できるのか照会をかけた。2階の学習室については現在のところ想定はしていない。

Q 住民への熱中症予防の普及啓発や取組みの推進はどのようにしていくのか。

A 広報誌で1ページを使って、特別警戒アラートのことやクーリングシェルター19か所など特集を組んでお知らせをする。

また、産業環境課が環境省から受けた情報を広く関係課に伝え、健康教室や高齢者の施設などに向けて啓発をしていく。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年7月8日（木）

午前10時00分～午前10時56分

開催場所：会議室302

1 人権尊重条例（仮称）制定に向けた「播磨町人権尊重まちづくり検討委員会」の設置について

人権尊重条例（仮称）制定に向けた「播磨町人権尊重まちづくり検討委員会」の設置について、所管する健康福祉課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

設置目的は、全ての町民の人権が尊重されるまちづくりの実現に向け、人権教育、啓発その他の施策を総合的かつ効果的に推進していくため、播磨町人権尊重まちづくり検討委員会を設置する。

所掌事務は、（1）人権に係る課題に対する調査研究に関すること。（2）人権に係る町民意識調査に関すること。（3）人権に係る条例案の検討に関すること。（4）人権に係る推進計画案の検討に関すること。（5）その他人権尊重の推進に関し必要な事項に関することとする。

委員会の委員数は、15人以内とする。任期は、委嘱及び任命日から令和8年3月31日までで、学識経験者・有識者・関係団体等の代表者又は構成員・公募町民・その他町長が必要と認めるもの。

7月臨時会に検討委員会設置に係る補正予算を上程し、第1回検討委員会を7月下旬から8月上旬で調整している。

【主な質疑応答】

Q 人権に係る町民意識調査に関することとあるが、どのような形で考えているのか。

A 令和6年度は会議を7回開催しようと考えている。毎年、企画課が行っている町民アンケートに便乗して、概略的な意識調査をする。令和7年度からは、推進計画を策定するに当たり、きめ細かい調査をしていきたい。

Q 人権尊重条例の目的にも、全ての町民の人権が尊重されるまちづくりと定義されているが、尊重という言葉に重きを置いた理由は。

A 本町としては、全ての町民がまずは他人の人権を、生命を尊重する。それから他人を思いやる心とか、全てに関わることを網羅したような形の決まり事をつくっていききたいということから、具体的に人権尊重という文言を入れている。

2 播磨幼稚園園庭拡張工事について

播磨幼稚園園庭拡張工事について、所管するこども課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

当工事は播磨幼稚園の園庭が狭小で、また駐車場も少なく離れていることから、隣接する上の池の一部を埋め立て、園庭を拡張し、併せて駐車場（普通車15台分と車いす用の広い駐車場1台分を確保）を整備する。

池との境、園庭と歩道、車道の境にはフェンスやガードパイプを設置する。園庭の南側に砂場、遊具等を設置し、中央付近の小荷物専用昇降機の付近に給食用の施設を園庭拡張後に別途工事で整備する。

工期は2024年10月から2025年9月末までとしている。

【主な質疑応答】

Q 構造物撤去工、修景施設整備工で遊具を撤去したりなどで、子供たちは遊べなくなると思うが、どれくらいの期間使えなくなるのか。

A 園の職員とも協議しているところで、3月、4月は擁壁工事に時間を要すると思う。5月以降8月ぐらいまで園庭側で滑り台などを移設する時期になるので、その間は道を挟んで向かいの遊戯室棟で遊びやいろんな行事を実施していただく。運動会については、播磨小学校を借りることになる。

3 大池堤体改修工事（第1期）について

大池堤体改修工事（第1期）について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

大池堤体改修工事（第1期）は、土木課が設計支援し工事発注手続中であり、7月25日に入札が執行される。古宮大池西側に位置する堤体部の改修工事となっており、主な工事内容は、ブロック積み工、防護柵工、法面保護工（コンクリート）、水路工（トラフ）、舗装工等である。

このたび、北側の延長167メートル分を第1期として行う。南側、第2期の延長267メートルは令和7年度の施工を予定している。

法面部をブロック積みで施工することにより、法面の安定を確保し、堤頂部の通路を少し広げることができる。

また、両サイドに転落防止柵を設置し、安全性も向上する。内側法面に草抑えのコンクリートも併せて施工する。

当工事（第1期）は令和7年3月の完成を予定している。

【主な質疑応答】

- Q** 池側の防草シートの所は、全面的にコンクリートブロックに変わるという理解でいいのか。
- A** 池側法面に関しては、コンクリートを打設し、草抑えも兼ねる。コンクリートそのものの比重もあるので、安定性は向上すると考えている。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年8月9日（金）

午前10時00分～午前11時08分

開催場所：会議室302

1 ごみについて（報告）

ごみについて（報告）について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和元年から令和4年度までの収集人口は、やや微増傾向となっている。

家庭ごみの総量は、おおむね減少傾向であるが、資源ごみや集団回収の減少により、リサイクル率が下がってきている状況である。

燃えるごみの組成分析調査の結果を見ると、紙・布類が40%を超えており、リサイクルができるものがまだまだ混在していると考えられる。

そのため、分別の徹底や集団回収運動への協力を周知していく必要がある。

ごみステーションは、令和6年3月31日時点で463箇所あり、そのうち、燃えるごみを捨てることのできるごみステーションは、447箇所となっている。

ごみステーションの統合・廃止件数に比べ、開発に伴う新設件数が多いため、年々増加傾向にある。

ごみステーションにそれぞれ番号をつけて、管理しやすい取組を進めている。

【主な質疑応答】

Q 長尺ごみの認識が住民の方にはわかりにくいところがある。広く広報するべきでは。

A 長尺ごみについては、広域でごみ処理が始まったときに粗大ごみ等を分けて排出することで始めた。

令和5年度から、可燃性長尺ごみに名前を変えて布団やブルーシート、カーペットなど、折ったりたたんだりできるものが可燃性長尺ごみとして、広報で1度周知をした。

今一度、長尺ごみとはこういうものだということを、LINEや広報紙で周知を図っていきたい。

Q ごみを減らす取組を、どのように住民に周知しているのか。

A 衛生委員会を毎年1回実施している中で、ごみの冊子を活用している。AIチャットボットを通じてごみの分別を町のホームページや自分で調べることがで

きるツールを現在、作成中である。

ごみの分別を徹底することで、ごみの排出量を減らしていけるよう協力をお願いをしているのが現状である。

2 ふるさと納税について

ふるさと納税について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

事業者の販路拡大を支援し、町内産業の活性化を図るため、令和6年8月より、ふるさと納税ポータルサイトに返礼品を掲載し、寄附受付を開始した。

全国からより多くの寄附を獲得するため、全国シェアの高いふるさと納税ポータルサイトの楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるなびを利用して本町の返礼品ページ作成を進めてきた。

さらに、寄附者の利便性の向上を図るため、オンライン申請機能を導入している。

今後の展開について、返礼品の充実・拡充に向け出品調整中の返礼品も含めて事業者の個別訪問を継続して行い、提供事業者数と返礼品の数の拡大を図っていく。

また、商工会と連携して、町内事業者に対し事業への参画を促し、商工会を通じて商品開発に係る費用の一部を支援する。播磨町及び本町製品のPRとして多くの寄附者から、本町の返礼品が目にとまるよう、契約ポータルサイト数を今後拡充したい。

PRチラシを作成し、町外のイベントなどでも返礼品を広く周知していく。

【主な質疑応答】

Q 今後、どのようなサイトがどういう特典を持っていて、どんなメリットがあるのかを、広く情報収集して、利用できたらと思うが考えは。

A 県内の他市町でも多いところは、十何箇所サイトを利用して寄附受付をしている。

利用状況やどのようなメリットがあるのか、比較しながら導入に向けて検討を進めていきたい。

3 新型コロナワクチンの定期接種について

新型コロナワクチンの定期接種について、所管する健康福祉課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

新型コロナワクチンの全額公費による特例臨時接種が、令和6年3月31日で終了した。

令和6年度からは、65歳以上の方と60歳から64歳までで重症化リスクの高い

方を対象とした定期接種に変わる。

接種対象者は①接種日当日において満65歳以上の播磨町民。②接種日当日において満60歳以上65歳未満の播磨町民で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、当該疾病単独で身体障害者手帳1級相当の方。

接種期間は、令和6年10月1日から令和7年1月31日までで、期間中に1回の接種になる。接種費用は自己負担3,000円になり、町民税非課税世帯、生活保護受給世帯については無料となる。

接種場所は播磨町、加古川市、稲美町、高砂市、明石市の協力医療機関で、直接予約をして接種する。

【主な質疑応答】

Q 使用ワクチンについては、薬事承認を受けたものの中から選択するが、どのようなものを使うのか。

A 今、世界で流行しているのがJN.1株という変異株であり、それに対応するワクチンを薬事承認待ちの現状である。

Q 町民税非課税世帯や生活保護受給世帯への通知、自己負担3,000円の接種費用や無料で受けられるなどをどのように周知していくのか。

A LINEなどを活用して、10月1日から接種できることなどを周知する。

非課税世帯の方、生活保護受給者の方には、接種券や予診票一体型のものを郵送し、お知らせする。

4 成年後見センター及び地域包括支援センターの福社会館への移転について

成年後見センター及び地域包括支援センターの福社会館への移転について、所管する健康福祉課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年2月20日開催の厚生教育常任委員会において、播磨町成年後見センターは、準備が整い次第、福社会館に地域包括支援センターと共に移転すると説明があった。このたび、準備が整い移転が令和6年8月31日(土)に決まった。

開設時間は、成年後見センターが月曜日から金曜日の9時から17時まで。地域包括支援センターは、月曜日から土曜日の8時45分から17時20分まで。

現在、福社会館は月曜日が休館日になっているが、令和6年9月より月曜日を開館する。ただし、総合相談、貸館業務は従来どおり火曜日から土曜日で行う。

月曜日については、成年後見センターと地域包括支援センターのみの業務とする。

【主な質疑応答】

- Q** 現在、福祉会館は月曜日が休館日になっているが、令和6年9月以降、総合相談で月曜日に来てしまう人があるのではないかと。
限られた時間で、周知について問題はないか。
- A** 地域包括支援センターと成年後見センターが入る1階の部分は使えないことを2月時点で説明を終えている。
貸館申込みができる前から掲示していたので、周知はされている。
- Q** 貸館を利用したいと来られた方へ、2階と3階が利用できることを伝えているか。
- A** 来られた方には、状況を説明して理解は得ている。
利用している団体は、4月時点で36団体あったが、9月の利用申込みは24団体になり、減っている状況である。
中央公民館やコミュニティセンターなど他の町内施設を借りることで、24団体で工夫して利用できていると認識している。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年8月19日（月）

午前10時00分～11時52分

開催場所：会議室302

1 国民健康保険被保険者証の廃止について

国民健康保険被保険者証の廃止について、所管する保険課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年12月2日以降、従来の被保険者証は新規発行ができなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行する。

令和6年7月12日に、令和6年8月1日から令和7年7月31日までを有効期限とする現行の国民健康保険被保険者証を全被保険者へ郵送で交付した。

今回交付した被保険者証は、令和6年12月2日以降の法施行後も有効期限である令和7年7月31日まで使用できる。

令和6年12月2日の法施行日以降は、現行の被保険者証を交付できなくなるため、マイナ保険証を持っていない方で、かつ、新たに国民健康保険の資格を取得した人、70歳到達などで、有効期限が令和7年7月31日ではない被保険者証を持っている人、または被保険者証を紛失した人に対して「資格確認書」を随時交付する。

また、それ以外のマイナ保険証をお持ちでない人に対しては、被保険者証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に、送付する予定で、当分の間は、申請は不要となる。「資格確認書」の交付により、現在の被保険者証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができる。

新たに交付する「資格確認書」は現行の被保険者証と同じカード型である。

また、マイナ保険証を持っている人に対して、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付する予定であり申請は不要である。

【主な質疑応答】

Q マイナ保険証を紛失したときは、個人情報漏洩のリスクがあるのでは。

A 国民健康保険証として利用する場合、医療機関のリーダー読み込みには暗証番号の入力が必要である。拾得者が簡単に内部情報を見ることはできないので、個人情報漏洩はないと考えている。

Q マイナ保険証を使うことで、医療費が20円安くなる理由は。

A マイナ保険証を使うと、報酬点数の関係で紙の保険証より安く受診できる。

2 総合体育館バスケットゴール台購入について

総合体育館バスケットゴール台購入について、所管する協働推進課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

現在、総合体育館大体育室で使用しているバスケットゴール台は、平成17年度に購入され19年間使用されてきたので、各所に経年による破損や錆等が生じ老朽化が著しい。

また、既存のバスケットゴール台は、展開・収納とも手動であり、可動部付近に手を触れながら行うことから、怪我のリスクもあり、慎重な取扱いが必要である。

以上のことから、使用時の事故等を未然に防ぎ、使用者の安全を確保し、展開・収納を電動式にすることで、効率的な繰出・収納を可能にし、使用者の利便性を図るため、このたび更新を行う。

電動アクチュエータ駆動方式で折り畳み移動式の日本バスケットボール協会装置検定品を1対（2台）購入する。

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金事業として購入するため、バスケットゴール本体にスポーツくじロゴマークを貼付する。

助成上限600万円の助成を予定している。9月定例会に議案として上程する予定である。

【主な質疑応答】

Q ダンクシュートをしたときの安全性は確保されているのか。

A スナップリング付で、リング自体がしっかり固定されているので、ダンクシュートに耐える設計である。

3 大池堤体改修工事（第1期）入札中止について

大池堤体改修工事（第1期）入札中止について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年7月1日に公告し、7月25日に入札予定であった大池堤体改修工事（第1期）が、交通整理員の計上に誤りがあったため、入札中止となった。

今後は、工事内容を適切に把握し、正確な設計に努めるとともに、複数のチェック体制により誤りがないか確認をしていく。

再公告を令和6年8月1日に行い、8月27日に入札予定である。9月定例会に議案として上程する予定である。

【主な質疑応答】

Q 入札中止ということで1か月遅れてしまうが、いつの時点で誤りが判明したのか。

A 前日の7月24日に判明した。

Q 今後の対応として、複数人でチェックし確認するとしているが、具体的な方法は。

A チェックリストを作成して、積算根拠の共有化を考えていく。

4 児童手当制度の拡充について

児童手当制度の拡充について、所管するこども課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が制定され、その中で、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化として、児童手当の抜本的拡充が示された。

拡充内容については、所得制限の撤廃。対象者を高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までに拡充する。多子加算について、第3子以降は3万円を支給する。10月以降は、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの上の子どものうち、大学生に限らず、保護者等が経済的負担をしている場合には、その子どもたちも多子加算の算定対象とし、3番目以降の児童が高校生年代までであれば、月3万円を支給する。支払い月を年3回から偶数月の年6回とする。

拡充される4点については、令和6年10月から適用となる。旧制度である令和6年9月分までの分を令和6年10月に支給するので、新制度となる令和6年10月分以降については、令和6年12月の支給対象となる。

今回の制度拡充に伴う事業費用の増額については、9月定例会で補正予算を上程する予定である。

【主な質疑応答】

Q 児童手当制度の拡充は、国の補助対象になるが、事務における経費は。

A 国の補助対象になる。

Q 児童手当制度の拡充に伴う国の費用負担で「子ども・子育て支援納付金」とあるが、支援納付金とは。

A 国が子ども・子育て支援納付金制度を令和8年度までに構築する。医療保険料とあわせて徴収するが、令和6年度から令和10年度の各年度に限り、子ども・子育て支援特例公債を発行して対応する。

Q 15歳で就労する児童についての振込は。

A 就労していても児童手当の受給者自体が保護者になるので、保護者に振り込まれる。

Q 事業主負担の拠出金率は、2015年度は1000分の1.5で、2024年度は1000分の3.6となっている。

広報において、みんなで支える制度として国の負担額には、事業主負担も含まれており、みんなで支えられている事を明記すべきでは。

A 住民への広報時には事業主負担を明記していきたい。